

大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要綱

(平成6年11月25日教委訓令第4号)

改正 平成15年1月15日教委訓令第1号  
平成17年3月28日教委告示第3号  
平成26年3月31日教委告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ競技力の向上及び文化活動の推進を図るため、全国大会等に出場又は参加する団体又は個人（小中学校が行う教育活動によるものを除く。）に対し、経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象とする全国大会等は、次のとおりとする。

- (1) ブロック大会 福井県大会にて選抜されて出場又は参加する7都道府県以上の規模の大会
- (2) 全国大会 福井県大会又はブロック大会にて選抜されて出場又は参加する全国大会（16都道府県以上の規模で選抜される大会に限る。）

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、大会開催地までの往復旅客運賃、バス借上料及び機材等の輸送費並びに宿泊料とする。

2 前項に規定する運賃及び宿泊料は、大野市一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員を除く。）の職員の1級の職務の級である者の旅費相当額とする。ただし、現に支払うべき運賃及び宿泊料が、当該旅費相当額を下回る場合は、当該運賃及び宿泊料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から主催者が補助をする額を除いた額に、次の各号に定める率を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

- (1) 一般の団体又は個人 3分の1以内
- (2) 小中学生の団体又は個人 2分の1以内

(交付申請等の手続)

第5条 補助金交付申請等の手続は、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第

3号)の規定による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(大野市スポーツ競技全国大会等出場費補助金交付要綱の廃止)

3-2 大野市スポーツ競技全国大会等出場費補助金交付要綱(昭和59年大野市教育委員会訓令第1号)は廃止する。

(補助基準の特例)

4-3 第2条第1号の規定に関わらず、当分の間、スポーツ競技にあつては3都道府県以上の規模の大会を対象とする

附 則(平成15年教委訓令第1号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委告示第3号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委告示第6号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。